

○日立市中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱

昭和54年3月31日

告示第22号

改正 平成元年1月8日告示第1号

平成8年4月1日告示第23号

平成16年3月31日告示第33号

平成23年8月29日告示第86号

平成26年2月27日告示第11号

注 平成8年4月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築に伴って生ずるテレビ受信障害（以下単に「受信障害」という。）を未然に防止するため、事前に建築主が講ずべき措置等について定め、住民の良好なテレビ受信状況（以下単に「受信状況」という。）を確保することを目的とする。

（平8告示23・平16告示33・一部改正）

(適用)

第2条 この要綱は、日立市長が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第35号に規定する特定行政庁として管轄する区域について適用する。

（平16告示33・全改、平23告示86・一部改正）

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、法及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に定めるところによる。

2 この要綱において「中高層建築物」とは、次に掲げる建築物をいう。

(1) 別表（あ）欄の各項に掲げる地域内に存する同表（い）欄の当該各項に掲げる建築物

(2) 別表（あ）欄に掲げる地域外に存する高さ10メートルを超える建築物で、

当該建築物の外壁面からの水平距離が当該建築物の高さの10倍以内の区域の全部又は一部が同表（あ）欄に掲げる地域に含まれるもの

- 3 この要綱において「近隣住民」とは、中高層建築物の建築により受信障害を受けることが予想される住戸の所有者、占有者及び管理者をいう。

（平16告示33・全改、平23告示86・一部改正）

（建築主の事前措置）

第4条 中高層建築物の建築主（以下単に「建築主」という。）は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 近隣住民の受信状況に関する影響について、あらかじめ調査するとともに、受信障害対策について検討すること。
 - (2) 前号の調査検討結果に基づいて、当該中高層建築物の建築計画並びに予想される受信障害及びその対策（以下「建築計画等」という。）について、近隣住民に対し、誠意をもって説明を行うこと。
- 2 前項の措置を行う時期は、当該建築物に係る次に掲げる手続のいずれか（2以上の手続を行う場合にあつては、最初の手続）を行う前とする。
- (1) 法第6条第1項に規定する確認の申請
 - (2) 法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出
 - (3) 法第18条第2項に規定する計画の通知
- 3 第1項第1号の調査は、原則として、一般社団法人日本CATV技術協会が認定するCATV総合監理技術者、第1級CATV技術者又はCATVエキスパート（受信調査）の資格を有する者が行うものとする。

（平16告示33・全改、平23告示86・平26告示11・一部改正）

（関係図書の提出）

第5条 建築主は、前条第2項に掲げる手続（2以上の手続を行う場合にあつては、最初の手続）を行うときは、次に掲げる図書を市長に提出するものとする。

- (1) テレビ受信障害事前調査検討書（様式第1号）

(2) 建築計画等についての説明書（様式第2号）

（平16告示33・追加、平23告示86・一部改正）

付 則

（施行期日）

- 1 この指導要綱は、昭和54年4月1日から施行する。
（日立市中高層建築物に関する指導要綱の廃止）
- 2 「日立市中高層建築物に関する指導要綱」（昭和49年公告第56号）は、廃止する。

附 則（平成元年告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年告示第23号）

改正後の日立市中高層建築物によるテレビ映像障害に関する指導要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成16年告示第33号）

改正後の日立市中高層建築物によるテレビ受信障害に関する指導要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成23年告示第86号）

改正後の日立市中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱の規定は、平成23年8月29日から適用する。

附 則（平成26年告示第11号）

（適用期日）

- 1 改正後の日立市中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱の規定は、平成26年2月27日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、社団法人日本CATV技術協会が認定した1級有線テレビジョン技術者の資格を有する者については平成28年3月末日まで、同協会が認定した2級有線テレビジョン放

送技術者の資格を有する者については平成28年9月末日まで、同条第1項第1号の調査を行うことができるものとする。

- 3 この要綱の適用の際、現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

別表

中高層建築物

項	地域（あ）	建築物（い）
(1)	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物
(2)	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域（容積率が10分の20の区域に限る。） 準工業地域（容積率が10分の20の区域に限る。）	高さが10メートルを超える建築物

様式第1号（第5条関係）

テレビ受信障害事前調査検討書

年 月 日

建築主（住所）

（氏名）

（電話番号）

中高層建築物の建築に伴って生ずるテレビ受信障害について、下記のとおり調査し、その対策について検討しました。

1 建築物、調査年月日、調査会社及び立会者

建築物	名称		地上階	高さ	メートル
	所在地				
調査年月日	年 月 日		天候		
調査会社	住所				
	会社名				
	電話				
	担当者 (該当する資格の番号に○印を付けること。)	1 CATV 総合監理技術者 2 第1級 CATV 技術者 3 CATV エキスパート(受信調査) 4 その他() 技術者証番号 第 号 氏名			
立会者	住所				
	氏名				

2 テレビ受信障害範囲の推定

3 テレビ受信障害範囲推定図(配置図)

注1 別表(あ)欄に掲げる区域を明示すること。

2 障害が予想される範囲を で示すこと。

3 電界強度の測定地点を、P1、P2、…Pnで示すこと。

4 受信状況調査結果表

測定日	年 月 日	頁	/
-----	-------	---	---

測定地点	調査項目	(受信局名 デジタル局)								備考 アンテナ高 (メートル) など
		NHK 総合 ch	NHK 教育 ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	
P1	端子電圧									
	品質評価									
	等価CN比									
P2	端子電圧									
	品質評価									
	等価CN比									
P3	端子電圧									
	品質評価									
	等価CN比									
P4	端子電圧									
	品質評価									
	等価CN比									
P5	端子電圧									
	品質評価									
	等価CN比									
P6	端子電圧									
	品質評価									
	等価CN比									
	端子電圧									
	品質評価									
	等価CN比									
	端子電圧									
	品質評価									
	等価CN比									
参考事項										
<p>品質評価は次の基準による評価とすること。 ○：良好に受信 △：ブロックノイズ又は画面フリーズが認められる ×：受信不能</p>										

5 受信特性調査結果

測定日	年 月 日	頁	/
-----	-------	---	---

調査地点

測定チャンネル：	測定チャンネル：

6 写真

<p>画像写真</p>	<p>測定地点 (P) _____</p> <p>c h (N H K 総合) _____</p> <p>評価 _____</p>
<p>画像写真</p>	<p>測定地点 (P) _____</p> <p>c h () _____</p> <p>評価 _____</p>
<p>調査風景写真</p>	<p>測定地点 (P) _____</p>

注 測定地点ごとに別葉とし、NHK総合及び任意の民放1チャンネルの画像写真並びに調査風景写真を貼り付けること

様式第2号（第5条関係）

建築計画等についての説明書

年 月 日

建築主(住所)
(氏名)
(電話番号)

私が、この度、(新・増)設する建築物の建築計画並びに当該建築物の建築工事中及び完成後のテレビ受信に関する影響並びにその対策について、次のとおり説明を行いました。

1 説明日時、場所

2 相手方

3 説明の内容

建築予定地の地名地番					
用途地域 (敷地の位置)					
新(増)設建築物の概要	敷地面積	平方メートル	階数	階	新築、増築
	建築面積	平方メートル	軒の高さ	メートル	
	延面積	平方メートル	高さ	メートル	
	構造		用途		
テレビ受信に関する影響					対策
					・共同受信方式 ・アンテナ対策 ・不必要 ・その他
					対象戸数

様式第1号（第5条関係）

（平23告示86・全改、平26告示11・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平23告示86・一部改正）